

# 協会けんぽ滋賀支部からのお知らせ



## ■本日の内容

- 令和8年度の保険料率が変わります
- 協会けんぽの健康づくりサポート事業
- 傷病手当金申請書 記入する際の留意点
- けんぽアプリと電子申請

# 令和8年度の保険料率が変わります。(令和8年3月分(4月納付分)から)

## 令和8年度の保険料率・支援金率が決定しました

### 滋賀支部の健康保険料率

現行

9.97%

令和8年3月分～

9.88%

(-0.09%)

### 介護保険料率

現行

1.59% ▶ 1.62%

(+0.03%)

令和8年3月分～

### 子ども・子育て支援金率

令和8年4月分より新たにスタート

0.23%

- \*令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度が始まります。
- \*健康保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
- \*40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金に介護保険料率が加わります。
- \*賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- \*任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

### 👉 この改定による保険料負担は？

【標準報酬月額32万円の被保険者1人当たり、労使折半後の例】

健康保険料が月144円減、介護保険料が月48円増となります。

子ども・子育て支援金が月368円となります。

# 令和8年度の保険料率が変わります。(令和8年3月分(4月納付分)から)

## ○健康保険料率の考え方

医療給付費について調整前の  
健康保険料率

**5.35%**

- 年齢調整 …… 年齢構成を協会全体で平均 → 医療費の差額を調整
- 所得調整 …… 所得水準を協会全体で平均 → 保険料収入の差額を調整

調整計  
▲0.08%

年齢調整 0.09%  
所得調整 ▲0.17%

①医療給付費について調整後の  
健康保険料率

**5.27%**

②全国一律の部分

**4.55%**

③医療費精算分  
(対象:前々年度)

**0.05%**

④インセンティブ分  
(対象:前々年度)

**0.01%**

①+②+③+④

令和8年度における滋賀支部の健康保険料率

**9.88%**

滋賀支部は上位支部に入らなかったため、健康保険料率が0.01%引き上がる結果となりました。

# インセンティブ制度

## ○インセンティブ制度とは

協会けんぽのインセンティブ制度とは、ご加入者の健康保持、早期治療の取組み等を「2年後」の健康保険料率に反映させる仕組みです。

5つの評価指標に基づき、47都道府県支部を順位付けし、上位15支部に入ると報奨金(インセンティブ)が付与され、健康保険料率の引き下げを受けることができます。

## ○インセンティブの付与を受けるための5つの評価指標



### ① 特定健診等の受診率

→健診を毎年受診する



### ④ 要治療者の医療機関受診率

→要治療または要再検査の方は早急に医療機関を受診する



### ② 健康サポート(特定保健指導)実施率

→対象者は保健指導を利用する



### ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

→お薬の処方を受けるときは、ジェネリック医薬品を選択する



### ③ 健康サポート(特定保健指導)対象者の減少率

→健診結果等を参考に生活スタイルを見直す

# インセンティブ制度

令和5年度 総合順位  
35位 / 47支部



令和6年度 総合順位  
↑ 27位 / 47支部



① 特定健診等の受診率

↑ 12位 / 47支部 (令和5年度 : 25位)



② 健康サポート（特定保健指導）実施率

— 47位 / 47支部 (令和5年度 : 47位)



③ 健康サポート（特定保健指導）対象者の  
減少率

↑ 14位 / 47支部 (令和5年度 : 22位)



④ 要治療者の医療機関受診率

↓ 47位 / 47支部 (令和5年度 : 28位)



⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

↑ 14位 / 47支部 (令和5年度 : 22位)



# 子ども・子育て支援金

## ■子ども・子育て支援金制度

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体がこどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

## ■支援金率、支援金の徴収

政府は、子ども・子育て支援金率の基礎として実務上一律の支援金率を示す取扱いとされています。

2026(令和8)年度、政府が被用者保険者(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合)に示した一律の支援金率は0.23%となります。

被用者保険者は、国に代わって代行徴収し国に納付することになります。

### 「子ども・子育て支援金」って何？

- ・「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、**子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、**高齢者や企業の皆様を含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこと**としております。

出典：こども家庭庁 子ども・子育て支援金リーフレットより抜粋

### 事業主に求められることは？

- ・**医療保険の保険料とあわせて**事業主の皆様からも支援金を拠出いただきます。
- ・被用者保険の料率（支援金率）については、**国が一律の率**を示す予定です。
- ・給与明細書において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組について、ご理解・ご協力をお願いします。

出典：こども家庭庁 子ども・子育て支援金リーフレットより抜粋

# 子ども・子育て支援金

## ■子ども・子育て支援金の使い道

国は支援金を財源として子ども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施。児童手当の拡充等のさまざまな施策を行います。

事業主の皆様へ 子ども未来戦略  
子ども家庭庁

子ども・子育て世帯を応援！

子ども未来戦略「加速化プラン」(給付拡充と子ども・子育て支援金制度)

**子ども未来戦略とは？**

- ・ **総額3.6兆円規模の子ども・子育て支援の拡充**です。
- ・ 令和6年度から3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づき、以下のような**給付の拡充等**を行うこととしています。

### 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

支給対象	令和6年度		令和7年度	
	0歳～3歳未満	3歳～小学生	0歳～3歳未満	3歳～小学生
第1子以降	1.5万円	1.5万円	1.5万円	1.5万円
中学生	1万円	1万円	1万円	3万円
高校生	1万円	1万円	1万円	1万円

※令和6年10月分から拡充

### 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- ・ 妊娠届出時に5万円
- ・ 妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給します。

※令和7年度から制度化

### 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

### 出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

※令和7年度から実施

### 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

※令和8年10月から実施

### 子ども誰でも通園制度

「子ども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満の子どもが**時間単位**等で柔軟に利用できる制度です。(子ども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

上記の給付の拡充には、令和8年度から始まる**子ども・子育て支援金**が充てられます。子ども・子育て支援金制度は、**全世代・全経済主体**が子どもや子育て世帯を**社会全体**で応援する仕組みです。

## ■本日の内容

- 令和8年度の保険料率が変わります
- **協会けんぽの健康づくりサポート事業**
- 傷病手当金申請書 記入する際の留意点
- けんぽアプリと電子申請

# 健康アクション宣言(健康経営サポート事業)

- 協会けんぽでは加入事業所の健康経営を推進しており、健康経営のスタートとなる『健康アクション宣言』事業を行っています。
- 宣言いただくと、協会けんぽ滋賀支部ホームページに社名を公開する他、様々なサポートを無料で受けられます！

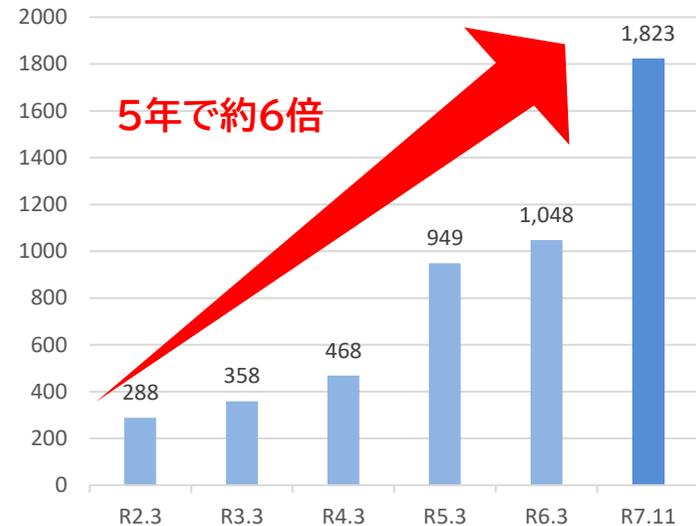
健康アクション宣言  
エントリー事業所募集中! >>>

©さかなこうじ/新潮社 (滋賀支部ホームページ)

The poster features a cartoon illustration of a man with devil horns pointing towards a QR code, with two other men in blue uniforms looking on. The text is in large, bold, orange and white characters.

健康アクション宣言エントリー数

R7.11現在  
1,823  
社



サポートの例: 事業所カルテを提供



事業所の健康課題を数値やグラフ、レーダーチャート等で見える化したものです。

※事業所の規模等に応じて、「健康度カルテ【業態別】」を提供している場合があります。

POINT

業態によって、健康アクション宣言が事業所のメリットになることがあります。

# 生活習慣病予防健診の充実

## 生活習慣病予防健診の更なる充実

令和8年4月から「人間ドック健診」に対する補助、若年層を対象とした健診、生活習慣病予防健診の項目等の見直しを実施。

令和8年4月から、「人間ドック健診」のほか、生活習慣病予防健診では、「節目健診」、「一般健診」(若年)、「骨粗鬆症検査」が追加されました。

協会補助額  
(1人当たり)  
最高 **14,135円**  
(一般健診の場合)

生活習慣病予防健診の内容 ① 年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	血液検査や尿検査などの一般的な検査に胃、大腸、肺のがん検査を加えた健診です。 ※35～39歳の方は、胃・大腸のがん検査を省略できます。	35歳～74歳の方 (75歳の誕生日前日まで毎年受診可)	最高5,500円
	医師が必要と判断した場合に限り、眼底検査を併せて受診可能です。		最高80円
	問診の結果、50歳以上で喫煙指数(日本数×年数)が600以上の方のうち希望者は、眼底検査を併せて受診可能です。		最高590円
子宮頸がん検査 (単独受診)	子宮の入り口(子宮頸部)の細胞を調べ、がんやその前段階の異常の早期発見を目的とした検査です。	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方	最高990円
一般健診 <b>NEW</b> (若年)	一般健診の項目から胃・大腸の検査を省略した、若年者用の健診です。	20歳、25歳、30歳の方	最高2,500円
節目健診 <b>NEW</b>	一般健診の検査項目に尿の詳しい検査や腹部超音波、眼底検査などを加えた、5年に1度受診できる、より詳細な健診です。	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方	最高8,280円

**+** 一般健診・節目健診に追加できる健診 ① 単独受診はできません

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
骨粗鬆症 <b>NEW</b> 検査	問診や骨中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗鬆症の予防と早期発見を目的とした検査です。	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	最高1,390円
子宮頸がん 検査	子宮の入り口(子宮頸部)の細胞を調べ、がんやその前段階の異常の早期発見を目的とした検査です。	一般健診を受診する 36歳～74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検査の単独受診も可 ※20歳、30歳の女性は一般健診(若年)に追加受診も可	最高990円
乳がん検査	乳房のエックス線撮影(マンモグラフィ)で、しこりなどの異常の早期発見を目的とした検査です。	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高980円 40歳～48歳 最高1,700円
肝炎ウイルス 検査	血液検査でB型肝炎とC型肝炎の感染の有無を調べる検査です。	一般健診を受診する方のうち、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高540円

人間ドック健診 **NEW**

検査の内容	対象者	令和8年度から 定期補助を実施 協会補助額 (1人当たり) 最高25,000円
一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、医師による健診結果の説明などを加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、検査項目が1番多い健診です。	35歳～74歳の方 (75歳の誕生日前日まで毎年受診可)	

※年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの健診費用の補助をご利用いただけます。

現在の年齢から健診項目を確認したい方はコチラ!



協会けんぽ  
どんな検査があるの



# 健康サポート(特定保健指導)

健診のアフターフォローも充実！健康サポート(特定保健指導)を利用しましょう。

## 健診を受けた後の行動こそが大切です！

健診

### 異常なし

引き続きの  
健康づくり、  
毎年の健診を！



### 生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう！

#### ！特定保健指導って？！

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

### 医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を！

#### ！未治療者への受診勧奨！

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診のご案内をお送りします。

## 健康サポート(特定保健指導)の対象基準

40歳以上の方で健診の結果、

男性 腹囲 85cm以上 女性 腹囲 90cm以上

または BMI 25以上 の方を抽出

さらに以下の追加リスクが1つでもあれば、対象となります

血圧 脂質 血糖 + 喫煙

健診結果が **健康サポート(特定保健指導)の対象となるレベル** になると、「**虚血性心疾患**」や「**脳卒中**」のリスクが、**男性は約3倍、女性は約4倍**に高まります。(※40歳～64歳で積極的支援レベルの方の場合)

# 健康サポート(特定保健指導)

## 健康サポート(特定保健指導)

健康管理のプロである保健師や管理栄養士が、対象となった従業員の方にあわせたオーダーメイドの“生活習慣改善プラン”を提案し、面談(初回のみ)、電話、お手紙など対象者に寄り添ったサポートを行います。

### STEP1

目標と行動計画の設定  
20~30分の初回面談

ライフスタイルや体の状況に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案、健康に向けた目標と行動計画を一人ひとりに寄り添って一緒に考えます。



### STEP2

3~6か月チャレンジ  
行動計画の実践

STEP1で考えた具体的な行動を実践。  
保健師または管理栄養士が応援します。



### STEP3

目標達成度のチェック

減量等、目標を達成できたかの確認を行うとともに、引き続きの健康づくりの取組をアドバイスします。



健康サポート(特定保健指導)はどうやって利用するの？

#### その①

健康サポート実施の  
健診機関を利用する場合

**推奨**

→ 健診の当日に  
健康サポートが受けられます

- 健診受診後にお声がかかりましたら、利用しましょう！
- 当日健康サポートを利用できる健診機関はこちらからご確認いただけます



**POINT**

事業所のご担当者様は、特定保健指導に該当したら必ず受けていただくよう、従業員の皆様にご案内いただくだけでOKです。

#### その②

後日健康サポートを  
利用する場合

→ 4つの方法があります！

- ① 事業所様での訪問面談
- ② タブレットやパソコンなどを利用したりリモートでの面談
- ③ 協会けんぽ滋賀支部での面談
- ④ 健診機関での面談

自宅でも、  
どこでもOK

**POINT**

対象者がいる事業所様へ協会けんぽ(または委託業者)からご案内をお送りしますので、ご担当者様は日程・場所などの調整をお願いします。

利用料  
無料！  
土日祝も  
可

または

# 重症化予防

健診のアフターフォローも充実！医療機関に早期受診しましょう。

## 健診を受けた後の行動こそが大切です！

健診

### 異常なし

引き続きの  
健康づくり、  
毎年の健診を！



### 生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう！

#### ！特定保健指導って？！

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

### 医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を！

#### ！未治療者への受診勧奨！

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL（悪玉）コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者（ご家族）にも医療機関への受診の案内をお送りします。

## 受診勧奨の対象基準

血圧

収縮期160mmHg以上 又は 拡張期100mmHg以上

血糖

空腹時血糖126mg/dl以上 又は HbA1c6.5%以上

脂質

LDLコレステロール値180mg/dl以上

令和7年度～



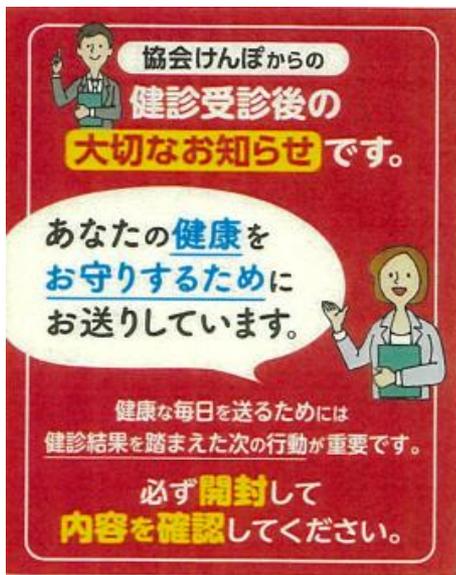
胸部X線検査  
要精密検査・要治療

# 重症化予防

## 未受診者への受診勧奨

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。そのため、健診の結果で医療機関への受診が必要と判定されたにも関わらず、放置している方が多いのが実態です。協会けんぽでは、健診の結果、早期に医療機関への受診が必要な方で健診後の受診が確認できない方に対し、健診から約半年後に受診勧奨を行っています。

### 【協会けんぽから未受診者への案内】



健診結果が「要精密検査、要治療」であった方が、健診受診後3か月以内に医療機関を受診したところ

**脳卒中での入院の割合が3人中2人に抑えられた！心不全での入院の割合が2人中1人におさえられた！**

出典元：「国際科学誌「Atherosclerosis」掲載  
協会けんぽ委託研究事業「ハイリスク者の健診後の医療機関受療タイミングと、循環器疾患の入院及び全死亡リスク」元大阪大学大学院医学系研究科公衆衛生学教授 磯 博廉氏

POINT

健診で異常所見が見つかった場合は、早期の治療が重要。未受診者には、ご自宅宛てに案内を送付しておりますが、**事業所から従業員の皆様への働きかけをお願いします。**

### 【事業所から従業員への案内例】

健診結果で「要精密検査」、「要治療」の判定があった方へ

年 月 日

所属・部署： \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

健康診断の結果、以下の項目に精密検査または治療が必要である判定がありました。つきましては、早急に医師の診察を受け、月 日までに下記担当者までに再検査等の報告をしてください。

精密検査（再検査含む）・治療が必要と判断された検査項目		
血圧	尿酸	心電図
脂質	血液一般	耳・眼
肝機能	尿検査	胃部
糖代謝（血糖）	胸部レントゲン検査	便潜血
その他の項目（ _____ ）		

担当者 \_\_\_\_\_

### 【再検査等の報告】

氏 名： \_\_\_\_\_

受 診 日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受診医療機関： \_\_\_\_\_

- ・再検査等の報告はご自身で記入してください。
- ・医師の診断書等の添付は不要です。

## ■本日の内容

- 令和8年度の保険料率が変わります
- 協会けんぽの健康づくりサポート事業
- **傷病手当金申請書 記入する際の留意点**
- けんぽアプリと電子申請

# 傷病手当金申請書 記入する際の留意点

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

被保険者記入用

傷

被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
記号・番号		1.期日 2.年 3.月
個人番号(マイナンバー)		記号・番号をご記入(印字)された場合は個人番号(マイナンバー)に個人番号が変更ありません。印字(印字)された場合は個人番号(マイナンバー)等の添付が必要になります。
氏名(カタカナ)	姓と名の順は1マスずつご記入ください。漢字(「」)、半角点(「・」)は1マスとしてご記入ください。	
氏名	※申請書はお読みされている(いた)被保険者です。被保険者がおなくなりになっている場合は、相続人よりご申請ください。	
郵便番号(ハイフン除く)	電話番号(左づめハイフン除く)	
住所	郵便	郵便

公金受取口座の利用について  1.希望する  2.希望しない

「1」を選択された場合は、事前に登録した金融機関の口座へお振込みしますので、以下の振込先情報のご記入は不要です。

公金受取口座の利用について「2.希望しない」を選択された場合は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご記入ください。

金融機関名称	支店名
銀行・金融機関 農協・信用 信用金庫	本店・支店 代理店・出張所・本営業部 営業部・本所・支所
預金種別	口座番号(左づめ)
1 普通預金	

ゆうちょ銀行の口座へお振込みを希望される場合、支店名は3桁の漢数字を、口座番号は振込専用の口座番号(7桁)をご記入ください。  
ゆうちょ銀行口座番号(記号・番号)ではお振込できません。

2 ページ目へ続きます。 >>>

社会保険労務士の提出代行者名記入欄

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。

MN確認(被保険者)	<input type="checkbox"/>	1.記入有(添付あり) 2.記入有(添付なし) 3.記入無(添付あり)
職別	<input type="checkbox"/>	1.添付 2.不備
年金	<input type="checkbox"/>	1.添付 2.不備
労災	<input type="checkbox"/>	1.添付 2.不備
戸籍(法定代理)	<input type="checkbox"/>	1.添付
口座証明	<input type="checkbox"/>	1.添付
その他	<input type="checkbox"/>	1.その他 (理由)
枚数	<input type="text"/>	

6 0 1 1 1 1 0 3

全国健康保険協会 協会けんぽ

1/4

## (1).記入誤りが多い箇所です。

・記号・番号を記入いただいた場合、『個人番号(マイナンバー)』の記載は不要です。

被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です(※1)。  
本人確認書類貼付台紙(※2)に、㊦㊧の両方を貼付のうえ、申請書に添付してください。

- ㊦ 身元確認を行うための書類(いずれか1点)
  - 被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー
- ㊧ 番号確認を行うための書類(いずれか1点)
  - 被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書

- (※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に定められています。
- (※2) 協会けんぽのホームページでダウンロードすることができます。

## (2).記入誤りが多い箇所です。

・氏名は日本年金機構へのお届け出通り(資格情報のお知らせ等に記載の通り)にご記入ください。外国人被保険者でフリガナが異なるケースが見受けられます。フリガナ部分は振込名義として使用しますので、外国人被保険者等で口座名義と異なる場合は預金通称の写しなどの口座名義が確認できる書類を添付してください。

・相続人からの請求の場合は、氏名、住所は相続人についてご記入ください。

## (3)記入誤りが多い箇所です。

・公金受取口座の登録をされていない方が「1」を選択されて、確認のため申請書をお返しするケースが増えています。公金受取口座が未登録の場合は「2」をご記入の上、振込先の金融機関名や支店名、口座番号をご記入ください。

# 傷病手当金申請書 記入する際の留意点

## 健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

被保険者記入用

被保険者氏名	
① 申請期間 (療養のために休んだ期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)	
③ 傷病名	<input type="checkbox"/> 療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に☑を入れてください。 別業病による申請を行う場合は、別途その傷病に対する療養担当者の証明を受けてください。
④ 発病・負傷年月日	1.平成 年 月 日 2.令和 年 月 日
⑤-1 傷病の原因	1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病 → ⑤-2へ
⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	1. はい 2. 請求中(労働基準監督署) 3. 未請求
⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケンカ等)によるものですか。	1. はい 2. いいえ 「1. はい」の場合、別途「第三者行為による傷病欄」をご提出ください。
①-1 年勤続(療養のために休んだ期間)に報酬を受けましたか。	1. はい → ⑤-2へ 2. いいえ
①-2 ①-1を「はい」と答えた場合、受けた報酬は事業主証明欄に記入されている内容のとおりですか。	1. はい 2. いいえ → 事業主へご確認のうえ、正しい証明を受けてください。
②-1 障害年金、障害手当金について 今般傷病手当金を申請するものと同一の傷病で「障害年金」または「障害手当金」を受給していますか。(同一の傷病で障害年金を受給している場合は、傷病手当金の額を調整します)	1. はい → ②-3へ 2. いいえ 「1. はい」の場合
②-2 老齢年金等について 退職時による健康保険料の支払済の期間について、傷病手当金を申請する場合はご記入ください。 老齢または遺族を事由とする公的年金を受給していますか。(公的年金を受給している場合は、傷病手当金の額を調整します)	1. はい → ②-3へ 2. いいえ 「1. はい」の場合
②-3 ②-1または②-2を「はい」と答えた場合のみ、ご記入ください。	障害年金 番号 年金コード 支給開始年月日 年金額 内(円)づつ
③ 労災認定	1. はい 2. 請求中(労働基準監督署) 3. いいえ 「1. はい」の場合 「2. 請求中」

「事業主記入用」は3ページ目に続きます。>>>

### (4).記入漏れが多い箇所です。

② 被保険者の仕事の内容:例「経理担当事務」「自動車組立」等を具体的にご記入ください。

③ 傷病名:療養担当者記入欄(4ページ目)に記入されている傷病名と同じ場合には☑してください。

### (5).確認が必要な箇所です。

傷病手当金は、仕事とは関係ない病気やけがで療養した際に支給されるものです。仕事以外での傷病は「1」をご記入ください。

傷病の原因が「2」もしくは「3」の場合は、業務災害の可能性があるので、労働基準監督署にご相談ください。  
相談の結果、業務災害に該当しない場合は、「労災保険(労働災害)の確認について」を記入し、申請書と一緒にご提出ください。

### (6).3ページ目:事業所証明を必ずご確認ください。

・3ページ目「事業主が証明するところ」で報酬等の記載あり  
→「1.はい」

※3ページ目の記入内容に基づいて傷病手当金の減額を実施するため、  
事業所証明に相違がないか必ずご確認ください。

・3ページ目「事業主が証明するところ」で報酬等の記載なし  
→「2.いいえ」

6 0 1 2 1 1 0 3



# 傷病手当金申請書 記入する際の留意点

## 申請書3ページ目(事業主証明)の記入方法

(例1) 申請期間の全期間お休みしており、賃金を支給していない場合

### ●申請期間

令和6年12月1日から令和7年1月15日まで

### ●申請期間内に出勤した日

なし

### ●申請期間に対する報酬

0円

### ! 事業所からよくあるお問合わせ

- Q. 賃金締日が「月末」で、1月16日以降は出勤しているため、1月分の給料は発生している場合は、報酬額を記入する必要がありますか？
- A. 「令和6年12月1日～令和7年1月15日」に対する賃金が発生していない場合は、**報酬の記入は不要**です。

### ! 事業所からよくあるお問合わせ

- Q. 給料を記入していないのに、どのように傷病手当金を算定するのですか？
- A. 日本年金機構に提出いただいている標準報酬月額データを基に算出しております。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ) **ケンボ タロウ**

勤務状況: 2ページの中継記録のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

年	06	月	12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年	07	月	01	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

申請期間に該当する年月は必ず記入ください。

2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(第7号)を支払った日がある場合は、支給した日と記録をご記入ください。

① 年 05 月 02 日 年 05 月 02 日 2 8 月 3 0 0 0 0 0 円

申請期間以外に対する報酬は記入不要です。  
(〇月〇日～〇月〇日 0円  
といった報酬 0円に関する記入も不要です。)

上記のとおり間違いないことを証明します。

事業所所在地 〒123-4567〇〇市〇〇町〇-〇-〇 年 07 月 02 日 01

事業所名称 ○〇会社

事業主氏名 ○ ○ ○

電話番号 000-000-0000

6 0 1 3 1 1 0 1

全国健康保険協会 留会けんぽ

(3/4)

# 傷病手当金申請書 記入する際の留意点

## 申請書3ページ目(事業主証明)の記入方法

(例2) 申請期間の一部は出勤をしているが、休んだ日に対する賃金を支給していない場合

### ●申請期間

令和7年5月1日から令和7年5月10日まで

### ●申請期間内に出勤した日

令和7年5月1日(5時間勤務後、3時間早退)

令和7年5月6日(8時間勤務)

### ●申請期間に対する報酬

13,000円 …勤務に対する報酬のみ

(計算方法)

月額160,000円 ÷ 20日(所定労働日数) ÷ 8時間(1日の労働時間)  
× 13時間(勤務時間) = 13,000円

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ  
事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ) **ケンボ タロウ**

氏名の横は1マスずつご記入ください。横線「」は1字ずつご記入ください。

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付等(O)で記入してください。7月/月については出勤の有無に問わずご記入ください。

月	07	年	05	日	早	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
時	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15					
時	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15					
時	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				

2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記(O)で記入した日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。  
※報酬等とは、賃金、出席料の有無に問わず支給している手当(助成金等)、住宅手当、食費、住居費等の支給しているものを指す。

月 05 年 02 月 01 日 05 年 02 月 28 日 3 0 0 0 0 0 円

① 月 日 年 月 日 円

② 月 日 年 月 日 円

③ 月 日 年 月 日 円

④ 月 日 年 月 日 円

⑤ 月 日 年 月 日 円

⑥ 月 日 年 月 日 円

⑦ 月 日 年 月 日 円

⑧ 月 日 年 月 日 円

⑨ 月 日 年 月 日 円

⑩ 月 日 年 月 日 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地 〒123-4567〇〇市〇〇町〇-〇-〇 月 07 年 06 月 10 日

事業所名称 〇〇会社  
事業主氏名 〇〇〇  
電話番号 000-000-0000

6 0 1 3 1 1 0 1

全国健康保険協会  
協会けんぽ

3 / 4

# 傷病手当金申請書 記入する際の留意点

## 申請書3ページ目(事業主証明)の記入方法

(例3)申請期間の全期間お休みしているが、有給等で賃金が発生している場合

### ●申請期間

令和7年3月9日から令和7年3月20日まで

### ●申請期間内に出勤した日

なし

### ●申請期間に対する報酬(月末締の場合)

- 令和7年3月9日の有給 8,000円
- 令和7年3月10日の有給 8,000円
- 令和7年3月11日の有給 4,000円
- 令和7年3月分の共済金 5,000円
- 令和7年1月1日～3月31日の電車定期代 54,000円

### ! 事業所からよくあるお問合わせ

Q.月額から欠勤控除した額(月額÷年間所定労働日数×欠勤日数)を支給するため、有給が固定ではない。有給の額はどう記入すればいいか。

A.1日分の欠勤控除額=1日分の有給の額と考えます。  
支給額(月額-控除金額)÷支給日数(出勤日数+有給日数)で日額を計算いただければ、1日当たりの有給の額が算出されます。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ

事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ) **ケンボ タロウ**

最長状況 2ページの中継紙のうえに出勤した日付(欄①)で記入してください。「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

年	07	年	03	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
日					16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

対象期間と報酬額を記入ください。

年	05	年	02	月	0	1	年	02	月	2	日	8	年	3	0	0	0	0	0	0
日																				

① 年 07 月 03 日 09 時 07 分 03 秒 10 日 16000 円

② 年 07 月 03 日 11 時 07 分 03 秒 11 日 4000 円

③ 年 07 月 03 日 01 時 07 分 03 秒 31 日 5000 円

④ 年 07 月 01 日 01 時 07 分 03 秒 31 日 54000 円

⑤ 年 月 日 時 分 秒 日 円

⑥ 年 月 日 時 分 秒 日 円

⑦ 年 月 日 時 分 秒 日 円

⑧ 年 月 日 時 分 秒 日 円

⑨ 年 月 日 時 分 秒 日 円

⑩ 年 月 日 時 分 秒 日 円

上記のとおり間違いないことを証明します。

事業所所在地 〒123-4567〇〇市〇〇町〇-〇-〇 年 07 月 03 日 31

事業所名称 〇〇会社

事業主氏名 〇〇〇

電話番号 000-000-0000

6 0 1 3 1 1 0 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

3 / 4

## ■本日の内容

- 令和8年度の保険料率が変わります
- 協会けんぽの健康づくりサポート事業
- 傷病手当金申請書 記入する際の留意点
- **けんぽアプリと電子申請**

# けんぽアプリ

## 加入者とのつながり



健康保険証からマイナ保険証への移行  
「けんぽアプリ」で加入者一人ひとりと、もっとつながる社会を実現

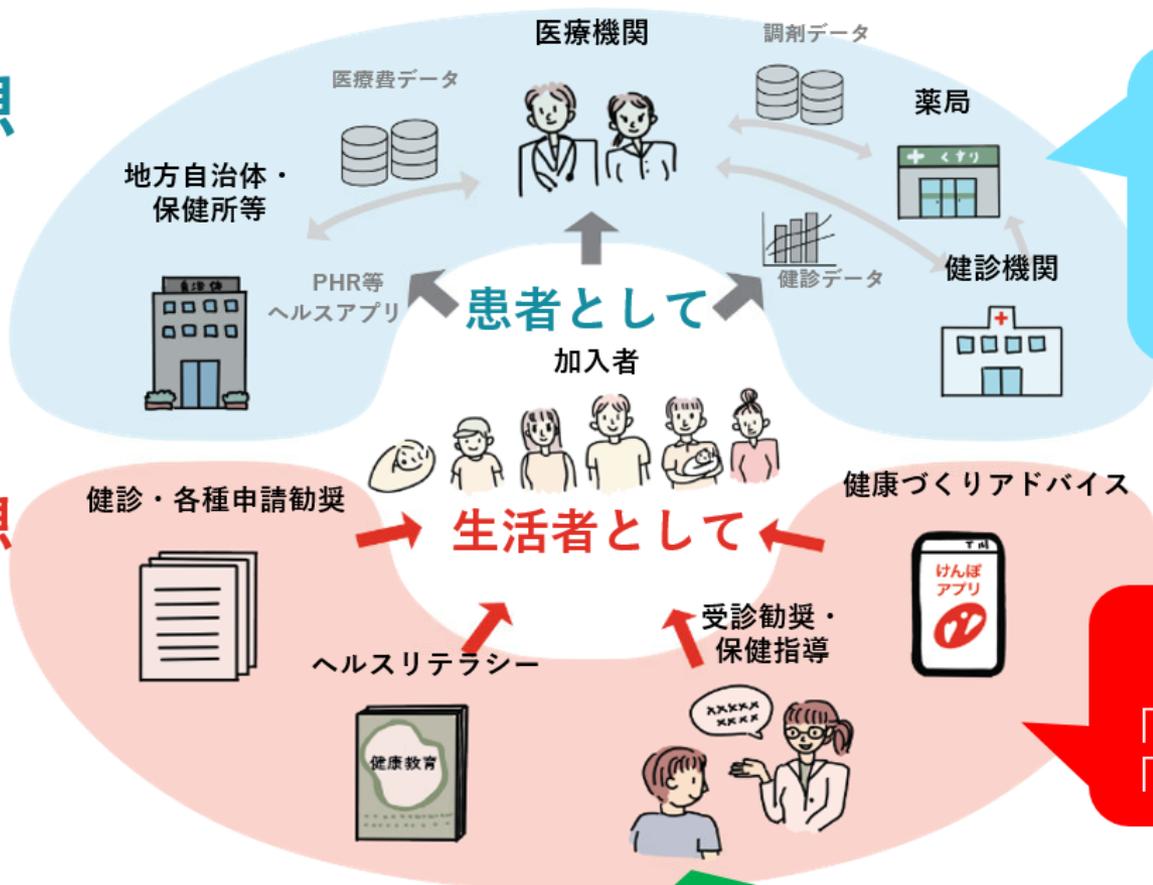
# けんぽアプリ

けんぽアプリ(協会けんぽDXについて)

医療DX構想  
=PULL型



けんぽDX構想  
=PUSH型



個人にとっては「PULL型」で自分から情報を取りに行く必要がある

アプリを通じ加入者に「お節介」を焼く「PUSH型」

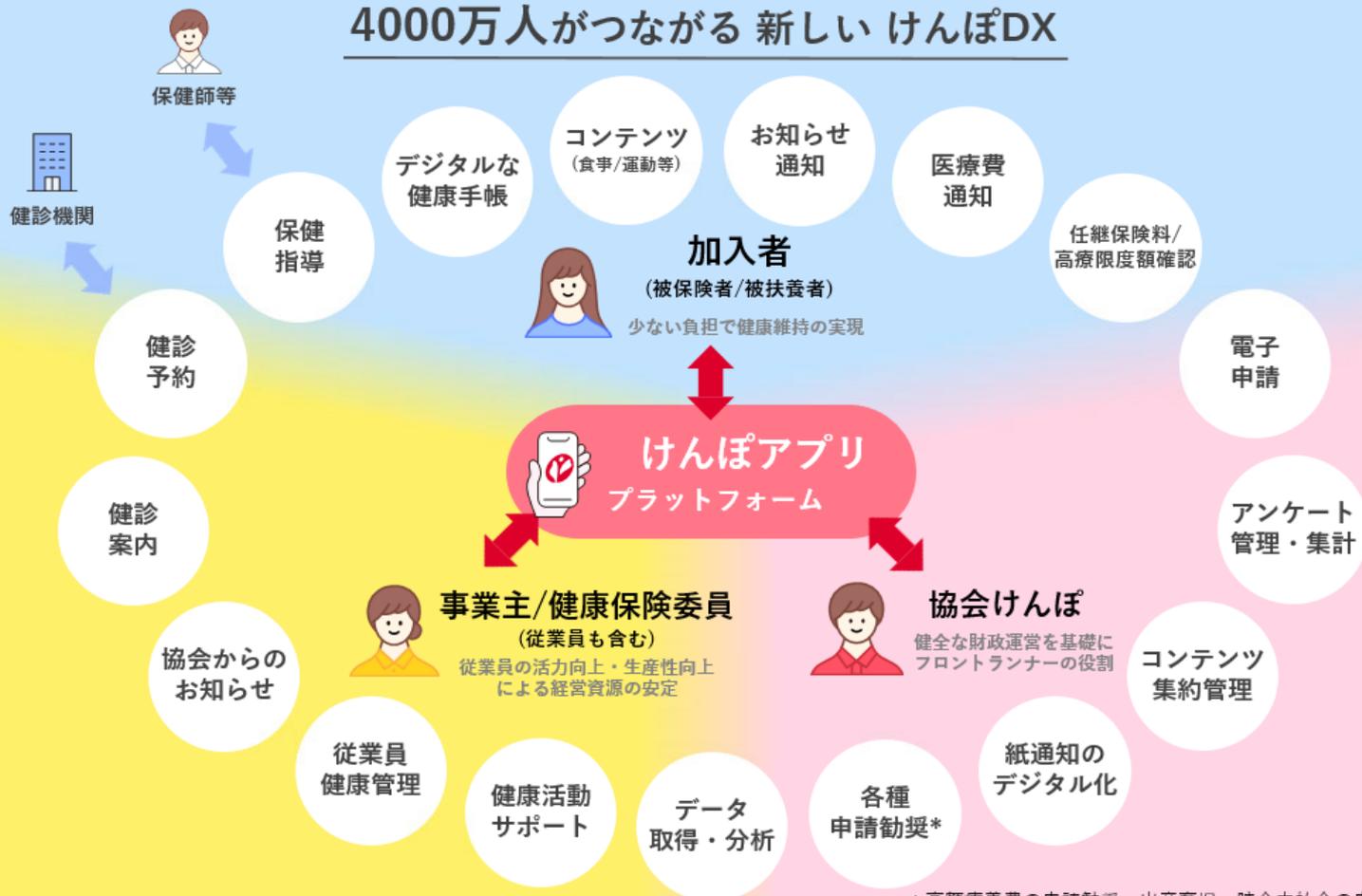
このピースを担うのが「保険者機能」

医療・健康DXの完成

# けんぽアプリ

## けんぽアプリの将来像

### けんぽアプリが目指す将来像 4000万人がつながる 新しい けんぽDX



### けんぽアプリの主な対象

#### 加入者

(被保険者・被扶養者)

約**4,000万人**

生活習慣病予防健診  
受診対象者人数

約**1,900万人/年**

総申請件数

令和8年1月の電子申請開始時に対象となる運用徴収や現金給付における現在の総申請件数

約**560万件/年**

特定健康診査受診対象者数

約**380万人/年**

保健指導対象人数

約**210万人/年**

初回面談実施 (直営)

約**22万人/年**

事業主/事業所

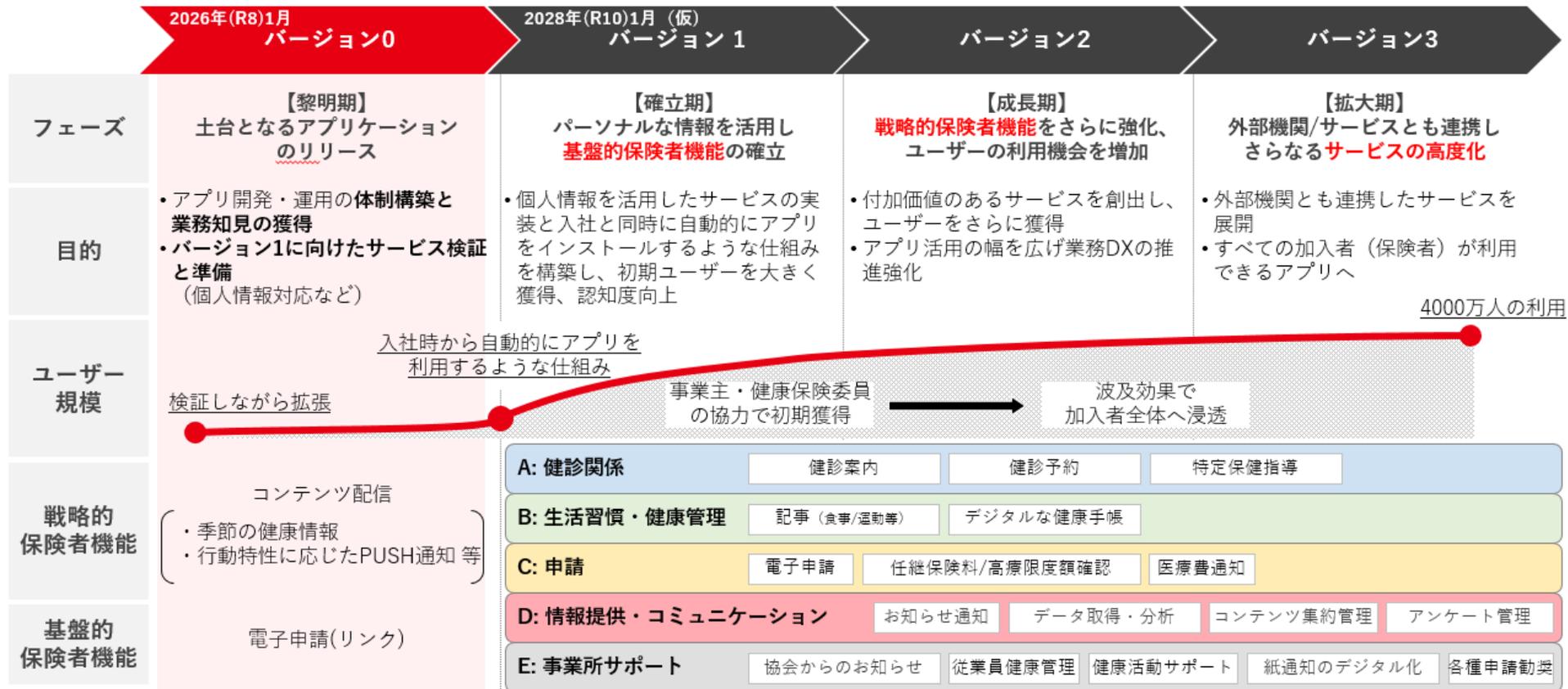
事業所数: **270万** 事業所

健康保険委員: **33万人**

\* 高額療養費の申請勧奨、出産育児一時金内払金の申請勧奨

# けんぽアプリ

## けんぽアプリのロードマップ



※上記けんぽアプリの機能については今後の検討状況により変更する可能性があります。

# 電子申請

加入者様の利便性の向上や負担軽減及び業務効率化のため、令和8年1月13日(火)からサービス開始しています。

メリットその①

メリットその②

メリットその③

システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げます。  
郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます。  
申請後の処理状況がスマホやパソコンから確認できます。

## 電子申請の概要

利用対象者

被保険者、被扶養者(一部申請に限る)、社会保険労務士(保健事業は除く)となります。  
※被保険者、被扶養者はマイナンバーカード所持者に限ります。  
※社会保険労務士は、協会けんぽのID/パスワードを取得した場合に利用できます。

利用可能時間

サービス提供時間(利用可能時間)は平日8時～21時となります。  
※土日祝日および年末年始(12/29-1/3)は利用できません。

利用可能端末

電子申請の利用可能な端末は、PC、スマートフォン、タブレットとなります。

申請の流れ  
(概要)

- ①「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログインします。
- ②希望する申請書を選択後、マイナンバーカードを利用(被保険者および被扶養者)して協会けんぽの資格情報を取得します。
- ③申請書情報を入力し、入力確認後に送信して申請を完了します。
- ④「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、申請後の審査状況の確認を可能としています。

# 電子申請

## < 申請時画面イメージ >

**けんぽアプリ**

けんぽアプリのアイコンをタップして、けんぽアプリを起動します。



ホーム画面から電子申請ボタンを押下します。



◆電子申請の入口は、「けんぽアプリ」、「協会ホームページ」の2種類の方法があり、利用方法は以下の通りです。

①けんぽアプリ: アプリのホーム画面から「電子申請ボタン」を押下します。  
 ②協会ホームページ: 電子申請特設ページから「電子申請ボタン」を押下します。

**協会ホームページ**

電子申請特設ページ



電子申請サービス (ウェブブラウザ)



電子申請の利用・詳細についての特設ページはこちらから▶



### < 申請書を選択 >

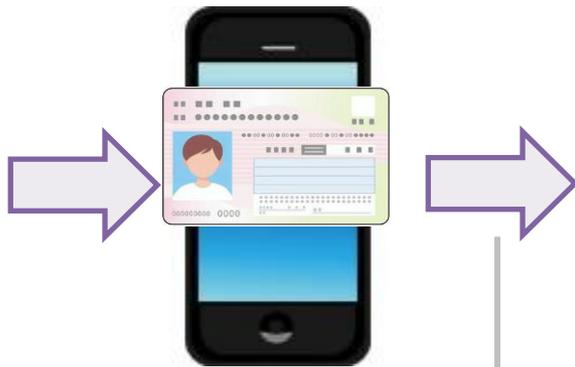
### < マイナンバーカード読み取り >

### < 申請する資格を選択 >

### < 申請書情報入力 >

給付に関する申請

 病氣やケガで会社を休んだとき 傷病手当金	 出産で会社を休んだとき 出産手当金
 子どもが生まれたとき 出産育児一時金	 ご本人・ご家族が亡くなったとき 埋葬料
 高額な医療費を支払ったとき 高額療養費	 治療用器具等を医師の指示で作成・購入したとき 療養費(治療用器具)



マイナンバーの自己情報取得機能より資格情報を取得します。

資格選択画面

マイナンバーから加入履歴を取得

保険者名	東京支部
記号・番号	12345678-00
資格取得日	平成30年(2018年)12月31日
資格喪失日	令和4年(2022年)1月1日
受給者区分	被保険者

今回のご申請は、上記の資格情報にかかる申請ですか?

傷病手当金支給申請書

1-2-3-4-5-6  
加入者情報入力

被保険者(申請者)情報

- 申請者はお勤めされている(いた)被保険者です。被保険者がお亡くなりになっている場合の入力方法については[こちら](#)
- 電子申請サービスで利用可能な文字については[こちら](#)

保険者名称 **必須**

保険者名称  
選択してください

# 電子申請

- 電子申請サービスでは給付金等の審査状況を確認できます。
- 決裁状況に応じ「受付」・「審査中」・「審査完了」・「返戻」の進捗ステータス及び状況コメントが利用者側の電子申請サービス画面上で確認が可能となります。
- 返戻となった場合は、返戻理由のお知らせ・申請ファイルを電磁的方法によりお返しします(電子ポスト機能)。
- なお、再申請する際は、申請ファイルを利用することができます。

## < 審査状況確認画面イメージ >

受付番号	14-90-260202-631-000008
申請日	令和 8年(2026年) 2月 2日
提出先支部	神奈川
保険者名称	神奈川
記号・番号	14010204-5000005
申請者氏名	協会 花子
申請書名	埋葬料(費)支給申請書
状況	返戻
更新日	令和 8年(2026年) 2月 3日
申請状況コメント	「協会電子ポスト」ボタンを押して返戻文書をご確認ください。
協会電子ポスト	<b>協会電子ポスト</b>

全2件  
★ スター付き OFF 交付日付 新しい順

2026/01/20

★  
お返しする理由のお知らせ (pdf)  
健康保険申請書等のお返し及び再申請について (ご連絡)  
有効期限2026/03/31

2026/01/20

★  
申請ファイル・添付書類ファイル (zip)  
申請ファイル・添付書類ファイル  
有効期限2026/03/31

2025/06/17

★  
お返しする理由のお知らせ (pdf)  
健康保険申請書等のお返し及び再申請について (ご連絡)  
有効期限2026/03/31

お手続きいただきました健康保険申請書等をお返しいたします。  
つきましては、添付ファイルの「お返しする理由のお知らせ (pdf)」をご確認いただき、再度申請される場合は、あらかじめ電子申請サービスからお手続きください。

交付データ

★ お返しする理由のお知らせ (pdf) (PDFファイル)

返戻された申請書データを利用して再度申請することが可能です。

返戻見逃しを防止する観点から紙での返戻理由のお知らせも別途送付します。

## 電子申請対象申請書

### <適用・給付関連申請書>

- 傷病手当金支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 出産育児一時金内払金支払依頼書
- 埋葬料（費）支給申請書
- 療養費支給申請書（立替払等）
- 療養費支給申請書（治療用装具）
- 高額療養費支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書
- 任意継続被保険者氏名・生年月日・性別・住所・電話番号変更（訂正）届
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届
- 任意継続被扶養者変更（訂正）届
- 高齢受給者証再交付申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 高齢受給者基準収入額適用申請書（新規判定用）
- 高齢受給者基準収入額適用申請書（定期判定用）
- 海外療養費支給申請書
- 高額医療費貸付金貸付申込書
- 出産費貸付金貸付申込書
- 移送費支給申請書
- 高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 健康保険法第118条第1項該当・非該当届
- 資格確認書交付申請書

### <保健関連申請書>

- 特定健康診査受診券（セット券）申請書
- 特定保健指導利用券申請書

※申請書により申請書情報の入力・添付書類の登録方法が異なります。